

令和2年5月7日

保護者の皆様へ

認定こども園橋本保育所長
貝塚市健康子ども部子育て支援課長

緊急事態宣言の延長に伴う対応について（お願い）

平素は、本市子育て支援行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、標記につきましては、国から5月31日(日)まで延長する旨の声明が出されました。これまでも緊急事態宣言以降5月10日(日)までについて、「家庭保育の協力」を依頼させていただいております。

5月11日(月)以降の対応につきましては、上記のとおり緊急事態宣言が延長となったことを踏まえ、引き続き5月31日(日)まで「家庭保育の協力」の依頼をさせていただきます。お子様とご家族の健康を守るためご理解、ご協力のほどよろしくお願い致します。

本認定こども園(保育所)におきましては、これまで同様、休園の措置は行いませんが、保護者の就労(職場への出勤等)や、福祉的配慮(疾病・傷害・出産・親族介護・その他の配慮を要する家庭等)が必要な場合以外については、可能な限り登園を控えていただくようお願い致します。ただし、この場合においても、必要な方に保育が提供されないことがないよう配慮いたします。

また、風邪の症状や37.5以上の発熱が4日以上続いている場合、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合は、新型コロナ受診者センターに電話相談してください。この条件に該当しなくても、発熱や呼吸器症状などを確認した場合は、外出を控え、症状が治るまでは、ご自宅で健康観察を行ってください。症状が改善しない場合、かかりつけ医に受診してください。皆様のご協力をお願いいたします。

なお、期間内であっても、国及び大阪府から方針等の変更があった場合は、改めてお知らせいたします。

新型コロナ受診者センター 電話06-7166-9911